

平成 25 年度障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会における検討内容

第 1 回（平成 25 年 7 月 16 日）…下命事項の確認、権利擁護の考え方等

第 2 回（平成 25 年 10 月 28 日）…当事者部会へのアンケート、権利擁護専門部会への当事者の参画、権利擁護専門部会の今後のあり方等

第 3 回（平成 26 年 3 月 3 日）…当事者部会からの報告、福祉センターの見学及び意見交換、権利擁護専門部会への当事者の参画等

<下命事項に対する検討内容のまとめ>

1 障害者の権利擁護についての望ましい在り方についての検討

第 1 回部会にて、権利擁護に対する部会員の共通理解を図るため、(社福) 文京槐の会は〜と・ピア施設長の江澤嘉男氏による研修「障害者の権利擁護ってなんだ!? 〜自立支援協議会権利擁護部会に期待する〜」を行った。この研修を通じて部会としての権利擁護の考え方を得て、その後、障害当事者部会での報告等に用いている。

2 障害者の権利侵害についての事例検討

第 2 回部会にて、障害当事者部会へのアンケート作成に取り組み、設問の一つに権利侵害を想定する事例を取り上げて、設問の作成を通じ議論を進めた。第 3 回部会では、設問への回答に対する理解等の共有を図った。

3 権利擁護における障害者支援の在り方・エンパワメントについての検討

第 2 回部会にて、今後のあり方として具体的なケースの検証に取り組み、相談支援専門部会との連携、エコマップの作成、区民等への周知・啓発活動等を進めることとした。第 3 回部会では福祉センターの見学及び意見交換を行って、重度の重複障害者支援の現状への理解を進めた。

4 権利擁護のネットワーク作りについての検討

第 2 回部会で障害当事者が部会員になることを確認し、第 3 回部会では選出方法等を検討した。来年度から障害当事者とともに取り組んでいくことにより、権利擁護専門部会の専門性をより高め、権利擁護のネットワークの中心的役割として位置付けていくこととする。

5 虐待防止法を踏まえた、虐待防止に関する取り組みの検討

障害者地域自立支援協議会の組織上、権利擁護専門部会が虐待防止連絡協議会（虐待予防部門）を兼ねていることから、上記 4 により権利擁護のネットワーク作りを進めることにより、虐待防止への対応力を高めるとともに、障害者虐待防止センターとの連携を進めていくことを確認した。